

議案第 25 号

東近江市税条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市税条例の一部を改正する条例

東近江市税条例(平成17年東近江市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第18条の4を削る。

第51条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第73条の2を次のように改める。

(縦覧期間中における閲覧手数料の特例)

第73条の2 法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において閲覧に供する場合にあつては、東近江市手数料条例(平成17年東近江市条例第71号)の規定に関わらず手数料を徴収しない。

第73条の3を削る。

第139条の3第2項第1号中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(東近江市手数料条例の一部改正)

2 東近江市手数料条例(平成17年東近江市条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表第1第20項中「納税証明書の交付」の次に「(道路運送車両法第97条の2に規定する証明書を除く。)」を加える。